○静岡県警察学校の運営に関する訓令

(平成13年9月21日静岡県警察本部訓令第24号)

静岡県警察学校の運営に関する訓令(平成10年県本部訓令第6号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 課程及び入校区分(第4条-第7条)
- 第3章 授業(第8条)
- 第4章 欠課、指導及び退校(第9条-第12条)
- 第5章 試験、考査及び卒(修)業(第13条-第15条)
- 第6章 賞罰(第16条-第22条)
- 第7章 校内生活(第23条・第24条)
- 第8章 雑則(第25条・第26条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、静岡県警察学校(以下「警察学校」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
 - (1) 教官 警察学校に勤務する職員のうち、授業を担当する職員(校長、副校長及び管理官を除く。)をいう。
 - (2) 学生 警察学校に入校を命ぜられ、在校している者をいう。
 - (3) 欠課 授業を1時限(80分)以上休むことをいう。
 - (4) 退校 学生の身分の喪失をいう。

(幹部会議及び教官会議)

- 第3条 校長は、学校運営に関して必要があると認めるときは、課長以上が出席する会議(以下「幹部会議」という。)を開くものとする。
- 2 校長は、月1回以上教官会議を開くものとする。

第2章 課程及び入校区分

(課程の名称及び期間)

第4条 警察学校において行う課程の名称及び期間は、次表に掲げるとおりとする。

課程		期間
初任科	短期課程	6 か月

	長期課程	10か月
初任補修科	短期課程	2か月
	長期課程	3 か月
警察行政職員初任科		4週
交通巡視員養成科		3か月
巡査部長任用科		2週
警部補任用科		2週
主任任用科		2週
部門別任用科		必要とする期間
専科		必要とする期間

(課程の期別表示)

第5条 課程の期別表示は、必要により各課程名の末尾に付すものとする。 (入校区分)

- 第6条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を入校させるものとする。
 - (1) 初任科にあっては、新たに巡査に採用され、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (2) 初任補修科にあっては、職場実習を修了した巡査で、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (3) 警察行政職員初任科にあっては、新たに警察行政職員(次号に定める者を除く。) に採用され、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (4) 交通巡視員養成科にあっては、新たに警察行政職員に採用され、交通巡視員の職務に必要な事項に関する教育訓練を受けるため警察学校に入校を命ぜられた者
 - (5) 巡査部長任用科、警部補任用科及び主任任用科(以下「任用科」という。)にあっては、昇任し、又は昇任が予定されている職員で、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (6) 部門別任用科にあっては、各部門に新たに任用され、又は任用が予定されている 巡査部長及び巡査で、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (7) 専科にあっては、警部補以下の階級にある警察官又は警部補相当職以下の職にある警察行政職員で、警察学校に入校を命ぜられた者
 - (8) 警視庁若しくは他の道府県警察又はその他の機関から特別な理由があるとして委託を受け、本部長が承認した者

(学籍簿)

- 第7条 校長は、学生の学籍簿を作成し、これを保管するものとする。この場合において、初任補修科、任用科、部門別任用科及び専科の学生の学籍簿は、入校通達及び入校生名簿をもってこれに代えるものとする。
- 2 学籍簿の様式は、校長が定める。

第3章 授業

(授業計画)

- 第8条 校長は、警察教養細則(平成13年警察庁訓令第4号)第17条に規定する教養実施計画に基づき、各課程の授業計画を策定するものとする。ただし、任用科、部門別任用科及び専科(以下「専科等」という。)の授業計画は、専科等の主管部長が校長と協議の上策定するものとする。
- 2 校長は、各課程の授業計画に基づき授業を行わなければならない。 第4章 欠課、指導及び退校

(欠課)

- 第9条 学生は、病気その他の理由により欠課しようとするときは、あらかじめ校長の 承認を受けなければならない。
- 2 校長は、学生の欠課を承認したときは、初任科及び交通巡視員養成科の学生を除き、 その者の所属長に通知するものとする。

(条件付採用期間中の学生に対する指導)

- 第10条 校長は、条件付採用期間中の学生(初任科及び交通巡視員養成科の学生並びに警察行政職員初任科の学生のうち条件付採用期間中のものをいう。以下同じ。)のうち静岡県警察条件付採用職員の免職及び降任の取扱いに関する訓令(平成25年県本部訓令第41号)第3条第1号又は第3号に規定する事由に該当するおそれのある行為(以下「指導対象行為」という。)を行い、矯正する必要があるものに対して適切な指導を行うものとする。この場合において、継続的な指導が必要と思われるときは、指導状況等記録簿(様式第1号)を作成するものとする。
- 2 校長は、条件付採用期間中の学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該 学生に対して指導書(様式第2号)を交付するものとする。また、指導書を交付し、 更に継続して指導したにもかかわらず、その効果が認められないときは、重ねて指導 書を交付することができる。
- (1) 前項の規定により指導したにもかかわらず、その効果が認められない場合
- (2) 課程ごとに定める総授業時間数の4分の1以上を欠課し、更に欠課を必要とする場合
- (3) 第13条の学術試験又は勤務考査の得点が極めて低い場合
- (4) 病気その他の理由により、学校生活に耐えることができないと認めた場合
- 3 校長は、前項の規定により指導書を交付し、更に継続して指導したにもかかわらず、 その効果が認められないとき、又は指導対象行為が悪質であるときは、当該学生に対 して警告書(様式第3号)を交付するものとする。
- 4 校長は、前2項の規定により指導書又は警告書を交付したときは、指導状況等記録簿を作成し、又は記録するものとする。また、警察行政職員初任科の学生に交付したときは、その者の所属長に通知するものとする。

(退校の基準)

第11条 校長は、次の各号のいずれかに該当し、成業の見込みがないと認める初任補修

- 科、任用科、部門別任用科及び専科の学生並びに警察行政職員初任科の学生(条件付採用期間中の者を除く。)を退校とすることができる。
- (1) 課程ごとに定める総授業時間数の4分の1以上を欠課し、更に欠課を必要とする者
- (2) 第14条に規定する学術試験及び勤務考査の合格基準に達しない者
- (3) 病気その他の理由により、学校生活に耐えることができないと認めた者 (退校の申出)
- 第11条の2 学生は、病気その他の理由により退校しようとするときは、その理由を校 長に申し出なければならない。

(退校の手続)

- 第12条 校長は、第11条の学生を認めたときは、速やかに本部長に報告するものとする。
- 2 校長は、前条の規定による退校の申出を受けたときは、本部長に報告するとともに、初任科及び交通巡視員養成科の学生を除き、その者の所属長に通知するものとする。

第5章 試験、考査及び卒(修)業

(学術試験及び勤務考査)

- 第13条 校長は、初任科、初任補修科、警察行政職員初任科及び交通巡視員養成科(以下「初任科等」という。)の学生の教養効果を測定するため、学術試験及び勤務考査を行うものとする。
- 2 初任科等の学生に対する学術試験の実施時期、試験科目及び配点は、校長が定める。
- 3 初任科等の学生に対する勤務考査の評価時期、評価項目及び配点は、校長が定める。
- 4 専科等の学生の学術試験及び勤務考査は、専科等の主管部長が校長と協議の上、必要により、これを行うものとする。

(学術試験及び勤務考査の合格基準)

- 第14条 学術試験は、各試験科目の得点が配点の60パーセント以上をもって合格とする ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、試験科目の重要性、難易度等を考慮して、学術 試験の合格基準を課程ごとに別に定めることができるものとする。
- 3 勤務考査は、得点が配点の60パーセント以上をもって合格とするものとする。
- 4 校長は、学術試験が第1項及び第2項に規定する合格基準に達しない者については、 追試験を行うことができる。

(証書の授与)

- 第15条 校長は、所定の課程を修了した次の各号に掲げる学生に対し、それぞれ当該各 号に掲げる卒(修)業証書を授与するものとする。
 - (1) 初任科及び初任補修科の学生 卒業証書 (様式第4号)
 - (2) 警察行政職員初任科の学生 卒業証書 (様式第5号)
 - (3) 交通巡視員養成科の学生 卒業証書 (様式第6号)

(4) 任用科及び部門別任用科の学生 修業証書 (様式第7号) 第6章 賞罰

(成績優秀者の表彰)

- 第16条 校長は、初任科等の課程において次の各号のいずれにも該当する成績優秀者に対し、本部長表彰を上申することができる。
 - (1) 学術試験が第14条第1項及び第2項に規定する合格基準に達している者
 - (2) 勤務考査の得点が配点の85パーセント以上の者
 - (3) 学術試験及び勤務考査の総合成績が上位5パーセント以内の者。ただし、20人以下の課程の場合は、最上位の者とする。
- 2 校長は、初任科等の課程において学術試験及び勤務考査の成績が前項に規定する本 部長表彰上申該当者の成績に準ずると認められる者に対し、別に定める基準により、 校長賞を授与することができる。
- 3 校長は、入校期間が2週間以上の専科等においては、当該課程の主管部長と協議の上、第1項各号の要件を満たす者に対し、校長賞を授与することができる。この場合において、勤務考査を行わなかったときは、学術試験のみで評価するものとし、学術試験において術科試験を行わなかったときは、学科試験のみで評価するものとする。

(その他の表彰)

第17条 校長は、学科・術科・勤務考査別の成績が優秀であった者、他の学生の模範となる行為があった者又は教育上特に表彰することが適当と認められる者に対し、別に定める基準により、校長賞を授与することができる。

(成績の通知)

- 第18条 校長は、初任科等の学生が卒業したときは、在校中における成績をその者の所属長に通知するものとする。
- 2 校長は、専科等の学生が修業したときは、専科等の主管部長と協議の上、必要により在校中における成績を、その者の所属長に通知するものとする。
- 第19条 校長は、警察学校の規律を乱し、その他学生としてふさわしくない非行があった学生に対し、情状により、次に掲げる処分を行うことができる。
 - (1) 退校

(処分)

- (2) 謹慎
- (3) 訓戒
- (4) 注意

(処分の基準)

- 第20条 前条の処分の基準は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 退校については、規律違反の情状が重く、心情が著しく悪い場合
 - (2) 謹慎については、規律違反の情状が比較的重く、他に悪影響を及ぼすおそれがあ

る場合

- (3) 訓戒については、規律違反の情状が軽微で、他に及ぼす影響が少ないと認められる場合
- (4) 注意処分については、規律違反の情状が極めて軽微で、他に及ぼす影響がないと 認められる場合

(処分の審議及び手続)

- 第21条 校長は、第19条の規定により処分をする必要があると認めるときは、幹部会議 を開催して意見を聴取するものとする。
- 2 校長は、必要があると認めるときは、幹部会議において関係教官又は被処分者に意 見を述べさせることができる。
- 3 校長は、退校処分をする必要があると認めるときは、速やかに本部長に報告するものとする。
- 4 校長は、謹慎、訓戒又は注意の処分をする必要があると認めるときは、本部長に報告するとともに、被処分者の所属長に通知するものとする。

(謹慎、訓戒又は注意の方法)

- 第22条 謹慎、訓戒又は注意の処分は、次により行うものとする。
 - (1) 謹慎処分は、書面をもって行い、1日以上21日以内の一定の期間、教官の監督の下で謹慎させるとともに、始末書を提出させる。
 - (2) 訓戒処分は、書面をもって行い、学生の非行を論し、その将来を戒めるとともに、始末書及び誓約書を提出させる。
 - (3) 注意処分は、口頭で行い、学生の非行を論し、その将来を戒めるとともに、始末書を提出させる。

第7章 校内生活

(寄宿の原則)

- 第23条 校長は、学生を警察学校学生寮に寄宿させるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、専科等の主管部長と協議の上、当該専科等の学生の全部又は一部を通学させることができる。

(役員)

- 第24条 学校の教養方針を徹底し、学生の自主自律の精神を育成するため、各課程に学 生役員を置くものとする。
- 2 校長は、学生役員として総代、副総代を任命するほか、必要により、室長、班長等 の役員を任命することができる。
- 3 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため任務の遂行ができないと認められる場合
- (2) 学生としての義務に違反し、又は学業を怠った場合

- (3) 役員として、ふさわしくない行為があった場合
- (4) その他役員に適合する能力がないと認められる場合 第8章 雑則

(校章及び校旗)

第25条 警察学校の校章及び校旗の制式は、別図のとおりとする。

(細部規定)

第26条 警察学校における事務の処理、職員の勤務、学生の教務及び指導等細目的事項 については、校長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年5月30日県本部訓令第20号)

この訓令は、平成17年6月1日から施行する。ただし、第4条の表、第6条第2号、 第7条第1項及び第13条第1項の改正規定は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成19年9月7日県本部訓令第39号)

この訓令は、平成19年9月7日から施行する。

附 則(平成19年12月20日県本部訓令第54号)

この訓令は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成20年9月5日県本部訓令第42号)

この訓令は、平成20年9月5日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成25年12月18日県本部訓令第43号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月25日県本部訓令第2号)

- 1 この訓令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施 行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により提出されている申請 書等は、改正後のそれぞれの訓令の相当する様式により提出された申請書等とみな す。
- 3 この訓令の施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和2年3月24日県本部訓令第8号)

この訓令は、令和2年3月27日から施行する。

附 則(令和5年2月8日県本部訓令第3号) この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月17日県本部訓令第2号) この訓令は、令和6年4月1日から施行する。